○認知症対応型共同生活介護

≪自己評価及び運営推進会議における評価実施の流れ≫

- 【1】自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール(別紙2の2)の自己評価の欄を記入する。
- 【2】運営推進会議において、記入した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール(別紙2の2)について説明し、意見をもらう。

※運営推進会議には、市職員又は地域包括支援センター職員と、知見を有する 公正・中立な第三者の参加が必要。

- 【3】運営推進会議で得た意見をもとに、自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール(別紙2の2)の外部評価の欄を記入する。
- 【4】完成した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール(別紙2の2)を 利用者及びその家族に対して送付するとともに、事業所のホームページへ掲載 又は事業所の見やすい場所に掲示するなどの方法により公表し、指宿市国保介 護課介護保険係に提出する。